教育民生委員会　会議録

日　時　　令和２年６月１８日（木曜日）　午前９時５４分～午前１１時１４分
場　所　　臼杵庁舎１階　大会議室

出席委員の氏名

委員長　久藤　朝則	副委員長　内藤　康弘	委　員　川辺　　隆
委　員　匹田久美子	委　員　戸匹　映二	委　員　若林　純一

欠席委員の氏名

（　な　し　）

説明のため出席した者の職氏名

政策監兼部落差別解消推進・人権啓発課	小坂　幸雄	市民課長	佐藤　修治
税務課長	姫野　敬一	環境課長	廣瀬　武志
政策監兼保険健康課長	杉野　　等	高齢者支援課長	田中美智子
子ども子育て課長	尾本　　浩	福祉課長	大戸　敏雄
教育次長兼教育総務課長	甲斐　　尊	学校教育課長	後藤　徳一
社会教育課長	川辺宏一郎	文化・文化財課長併財務課経営参事	後藤昌二郎
学校給食課長	安東　信二	税務課課長代理	小中　洋一
社会教育課総括課長代理	安藤　隆文	社会教育課総括課長代理	高田　教一
		その他関係課長代理	

出席した事務局職員の職氏名

書記　清水　香

傍聴者

（　な　し　）

協議事項

・職員紹介（課長代理以上）
・事務分掌の説明

会議に付した事件及び審査結果

＜審査議案＞

番　　号	件　　名	審査結果
第６３号	臼杵市税特別措置条例の一部改正について	原案可決

午前９時５４分　開議

○委員長（久藤朝則）

おはようございます。ちょっと時間が早いようですけど、ただ今から、教育民生委員会を開催いたします。今回は６月定例会で、開会日に新しく私ども６名の委員が選任されました。最初の委員会となりますので、各担当課から、課長代理以上の職員の紹介と、各課の事務分掌の説明を受けた後、議事に入りたいと思っております。それでは順次お手元の次第により、進めていきたいと思います。あくまでこれは事務分掌の説明でございますので、事業について詳しい質疑等は、今回は遠慮していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。それでは市民課の職員の紹介と事務分掌の説明をお願いいたします。

１．市民課

（　職員の自己紹介、事務分掌一覧表に基づき説明）

・質疑なし

午前１０時００分　休憩

午前１０時０１分　再開

２．環境課

（　職員の自己紹介、事務分掌一覧表に基づき説明）

○委員長（久藤朝則）

ただ今事務分掌等についての説明ございました。何かお聞きしたいことがありますか。

○委員（川辺　隆）

今ご説明にありました、新環境センターの話なんですけど、あの大分市議会の方で２８億円の予算が一応可決されておると思われるんですが、それは間違いないんですか。

◎環境課長（廣瀬武志）

金額が私の頭に入っていないんですけども、今年度の事業としての費用を計上しております。

当然臼杵市においても、臼杵市の負担分について、当初予算の方で計上させていただいております。

○委員長（久藤朝則）

川辺議員、事業の詳しい内容については別の機会にお願いします。

○委員（川辺　隆）

分かりました。個別に伺います。

○委員（戸匹映二）

（３）のそ族というのはどういう意味かとですね、（８）の環境審議会というのはどのような組織なのか。

◎環境課長（廣瀬武志）

戸匹委員のご質問にお答えいたします。そ族昆虫についてですが、ハエや蚊ですね、ほぼ蚊になるんですけど、梅雨入り前各地区で溝掃除をされるんですが、その際に、清掃した後、蚊の発生を抑制する為に薬剤を配付しております。その目的のためにあります。

次に環境審議会でありますが、審議会の目的としましては、先ほど申し上げました環境影響評価や、大規模な工場が進出する際に、公害防止について、環境に対する状況について審議していただくために審議会を設けています。メンバーは学識経験者、それから市議会の代表者、市民の方々にお願いをしております。以上であります。

○委員（戸匹映二）

あくまで市のなかでの組織ということですか。県から入ったりとかそういうことではない。

◎環境課長（廣瀬武志）

基本的に臼杵市民を対象にしております。ただ案件によりましては、専門的な知識をもたれた方が必要ということであれば、審議会のなかで、専門委員会というものを設置してその中にアドバイザー的な形で市外の専門家の方に入っていただくこともあります。

○委員長（久藤朝則）

他になければこれで環境課所管分の説明を終わります。お疲れさまでした。休憩いたします。

午前１０時０７分　休憩

午前１０時０８分　再開

３．部落差別解消推進・人権啓発課

（　職員の自己紹介、事務分掌一覧表に基づき説明）

○委員（川辺　隆）

犯罪被害者の支援に関することで、先日戸匹委員が質問されたコロナウイルスの風評被害の支援はこの項目に該当するんですか。

◎政策監兼部落差別解消推進・人権啓発課長（小坂幸雄）

川辺委員のご質問にお答えいたします。そういったものはですね、人権のほうの施策の中の相談業務とかいう中に入っています。犯罪被害者はあくまでも犯罪の被害者にあわれたの相談になります。よろしくお願いします。

○委員長（久藤朝則）

他にございませんか。

（　な　し　）

○委員長（久藤朝則）

他になければこれで部落差別解消推進・人権啓発課の所管分の説明を終わります。お疲れさまでした。

休憩します。

午前１０時１１分　休憩

午前１０時１２分　再開

４．保険健康課

（　職員の自己紹介、事務分掌一覧表に基づき説明）

・質疑なし

午前１０時１４分　休憩

午前１０時１５分　再開

５．高齢者支援課

（　職員の自己紹介、事務分掌一覧表に基づき説明）

・質疑なし

午前１０時１７分　休憩

午前１０時１８分　再開

６．子ども子育て課

（　職員の自己紹介、事務分掌一覧表に基づき説明）

・質疑なし

午前１０時２１分　休憩

午前１０時２２分　再開

７．福祉課

（　職員の自己紹介、事務分掌一覧表に基づき説明）

・質疑なし

午前１０時２５分　休憩

午前１０時２６分　再開

８．教育総務課

（　職員の自己紹介、事務分掌一覧表に基づき説明）

・質疑なし

午前１０時２７分　休憩

午前１０時２８分　再開

９．学校教育課

（　職員の自己紹介、事務分掌一覧表に基づき説明）

・質疑なし

午前１０時２９分　休憩

午前１０時３０分　再開

１０．社会教育課

（　職員の自己紹介、事務分掌一覧表に基づき説明）

○委員長（久藤朝則）

以上で事務分掌の説明がございました。何かお聞きしたいことがございますか。

○委員（若林純一）

ここで聞くのが適当かどうか分かりませんけど、７番の臼杵市ＰＴＡ連合会との調整に関することというのは、教育総務課の１４番に同じようなことが出てくるということと、１２番の

社会人権同和教育に関することということに関して言えば、部落差別解消推進・人権啓発課との関連がどうなのか。他のところにも同じ項目が各課に出てくることがあって、この書き方だと、どの部分をして、どこがどういう責任を持つかというのが分かりづらいのが見受けられます。今日はこれで結構なんですけど、明確に事務が分かれていのであればいいんですが、被っているんであれば、どちらかが主体の分掌にされたほうがいいかなという気がします。学校教育課の人権同和教育っていうほうも同じなんですが、課ができているのに、どういうふうに分けているのかと思ったもので、明快に分かれてあるんであれば、書きぶりだけの問題なんですけど、どちらかが主になって、掌握されたほうがよければ、そうしたほうがいいかなと思いますので。

◎社会教育課長（川辺宏一郎）

社会人権同和教育に関しましては、年間を通して、学校協議会、講演会含めて、研修を年４回行っておりまして、土曜の活動と考えておりますので、こちらに載せております。

◎社会教育課総括課長代理（安藤隆文）

社会教育課にある社会人権同和教育は中央公民館のほうで、文化セミナーというのをやっております。主にＰＴＡの方に動員をかけてやっているところで、学校の部分は学校教育のほうで、人権の教育をしていただいて、社会教育のほうは、ＰＴＡ保護者の方を中心に公民館で人権学習、同和学習をするっていうふうなわかれ方をしています。社会教育の部分では、戸室台の解放学習というのも取り組んでいるところです。以上です。

○委員（若林純一）

これをやる場合はうちの課ですよという考え方はそれでいいんですけど、要するに臼杵市全体としてたとえば人権同和教育をどうするかっていうのは、学校もそうだし、全体としてじゃあこうやっていこうねというものがないと、うちはここでやっています、あっこでやっていますっていうことじゃないほうがいいと思うのででも、どうしろこうしろじゃないんですけど、部落差別解消推進・人権啓発課っていうのができたので、学校としてこうしてくださいというものの受け皿としての事務分掌を書かないと悪いかという話になると思うので、良いとか悪いっていう話じゃないので、一応お伝えして終わりで結構です。

◎社会教育課長（川辺宏一郎）

協議いたします。

○委員（若林純一）

一応、頭に入れといてください。

○委員長（久藤朝則）

他にございませんか。

○委員（戸匹映二）

２７番の吉四六ランドの広場の管理ですけど、都市デザイン課との境がよく分からない部分があったんですけど、その辺はどういうふうに分けているんですか。

◎社会教育課総括課長代理（高田教一）

吉四六ランド全体を含めてシルバー人材センターのほうに委託はしているんですけども、都市公園ではないということで、野津の吉四六ランドの公園の遊具の管理だけを都市デザインのほうにしてもらっている。今は建設課になります。

○委員（戸匹映二）

今は遊具の管理だけ建設課になるんですね。それ以外の管理は全部社会教育課ですか。

◎社会教育課総括課長代理（高田教一）

社会教育課です。

○委員長（久藤朝則）

他にないようでございますので、社会教育課所管分の説明を終わります。お疲れさまでした。休憩します。

午前１０時３７分　休憩

午前１０時３８分　再開

１１．文化・文化財課

（　職員の自己紹介、事務分掌一覧表に基づき説明）

○委員長（久藤朝則）

以上で事務分掌の説明がございました。何かお聞きしたい点はございますか。

○委員（戸匹映二）

１３番の市民会館に関することと、社会教育の駐車場の管理って分けているんですけど、どういう理由で分けている。

◎文化・文化財課長（後藤昌二郎）

中央公民館の隣の一部が市民会館駐車場ということで、そういうことで公民館も一緒に含まれています。

○委員長（久藤朝則）

他にございませんか。

（　「なし」の声　）

○委員長（久藤朝則）

他にないようでございますので、これで文化・文化財課所管の説明を終わります。どうもお疲れさまでした。休憩します。

午前１０時４１分　休憩

午前１０時４２分　再開

１２．学校給食課

（　職員の自己紹介、事務分掌一覧表に基づき説明　）

○委員長（久藤朝則）

学校給食課の事務分掌の説明がございました。何かお聞きしたい点はございますか。

○委員（若林純一）

先ほどと同じような質問で申し訳ないんですけど、学校給食課の４番に食育の推進に関することとあるんですけど、全く同じく子ども子育て課に食育に関することっていうことがありまして、たとえば学校給食における食育なのか、もう食育はこちらでやるのか、全く並立するのか、そのあたりどうなるのか。

◎学校給食課長（安東信二）

先ほど社会教育課に対する若林委員のご指摘を聞きながら、もうちょっと具体的な事務分掌にした方がいいなとは感じております。あくまでも学校給食をメインとした食育活動ですね。子ども子育て課のほうは全体を通した食育ということがありますので、いわれるように事務分掌でみると、責任の所在が曖昧になると思いますので、ここはちょっと来年度に向けて表現検討したいです。

○委員（若林純一）

そうすることによって食育全般は子ども子育て課でその場で方針がたてられて、ここの部分を担うという形が明確に出ているといいかな。そうするかどうかは別ですけど。

◎学校給食課長（安東信二）

臼杵市の食育推進計画は保険健康課、福祉保健の部門でやっておりますので、保険健康課、子ども子育て課、学校給食課で食育を推進ということでありますので、今のご意見を参考にして、市全体の食育について、明確化したいと思います。

○委員長（久藤朝則）

他にございませんか。

（　「なし」の声　）

○委員長（久藤朝則）

他にないようでございますので、これで学校給食課の所管分の説明を終わります。どうもお疲れさまでした。

休憩いたします。

午前１０時４７分　休憩

午前１０時５１分　再開

１３．税務課

○委員長（久藤朝則）

臼杵市税特別措置条例の一部改正についてを議題といたします。職員の自己紹介の後、執行部の説明を求めます。事務分掌は後でやります。

◎税務課長（姫野敬一）

おはようございます。それでは初めに税務課職員の自己紹介をさせていただきます。

（　職員自己紹介　）

○委員長（久藤朝則）

執行部の議案説明をよろしくお願いします。

◎税務課長（姫野敬一）

それでは税務課所管であります第６３号議案　臼杵市税特別措置条例の一部改正についてご説明いたします。議案書は１８ページをお開きください。

（　議案書に基づき説明　）

○委員長（久藤朝則）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いします。

○委員（若林純一）

令和４年３月３１日までは国の補填がありますよっていうそういう期限の考え方でよろしいんでしょうか。

◎税務課長（姫野敬一）

若林委員のご質問にお答えいたします。令和４年までの減収補填が続くかということですけども、令和４年まで認定を受けた事業者については不均一課税を行った場合は減収補填をしますということで、令和４年以降は、まだちょっと今分かりませんが、期限が延長して、令和４年になったということです。

○委員（若林純一）

今の説明の理解としては、令和４年３月３１日までに認定を受けて移転した場合は、それから３年間、課税免除が受けられてそれに対する補填がくると。そういう考え方で、よろしいですか。

◎税務課長（姫野敬一）

若林委員のご質問にお答えいたします。令和４年までに認定を受けて申請を行った場合は、若林委員のおっしゃるとおりです。

○委員（若林純一）

それは要するに、補填が受けられる限度いっぱいの日にちの設定にしているっていうことなんですかね。

◎税務課長（姫野敬一）

その通りでございます。財政力指数等により、補填の率は違いますけども、本市の場合は７５％目いっぱいとっているようになります。

○委員（若林純一）

臼杵市独自の策として、例えば令和４年３月３１日までじゃなくて、もっと減免したりとか、あるいは課税免除の期間を増やしたり、いうことをして、企業にアピールするという方法もあろうかと思うんですが、そういう議論はなかったですか。

◎税務課長（姫野敬一）

若林委員のご質問にお答えいたします。今のところはそういったところはないんですけれども、企業の進出等につきましては、産業促進課等と連携をして、誘致を推進する必要があると思います。その中でそういった要望があれば、市独自の減免とか、検討ができると思っております。

◎税務課課長代理（小中洋一）

若林委員の再質問にお答えします。まず固定資産税の課税免除や均一課税をした時は減収補填しますというのが地域再生法にあります。そしてその中で、減収補填の対象とする自治体は別途省令で定めますというつくりで、この省令が、２年毎に更新されていくということで、今回は期限が令和４年３月３１日ということになっていますけど、おそらく、そこでまたルールが延長されるというふうに考えております。今回のルールの改正はただ期間の延長だけだったというふうに理解していただきたいと思います。

○委員（若林純一）

それは理解しました。ただ先ほど課長が述べられたように、要するに国の補填があるからここまでという考え方も一つですけど、やっぱり臼杵市として来てもらうことはこれ以上のメリットがあるので、そこらへんは産業促進課とよくまた連携しながら検討してください。

○委員（川辺　隆）

この制度に該当する業者さん何社いるんですか。

◎税務課課長代理（小中洋一）

臼杵市内では把握しておりませんけども、県の公表がなかったものですから。県の資料を見ると、これまで大分県に３社ということなので、おそらく臼杵市には該当はないかと思います。すみません。質問の意図を間違えておりました。県が定める地域再生計画に沿ってなければなりませんが、県の地域再生計画は幅広く該当するようにつくられていると聞いておりますので、おそらく大体の業者は該当するんじゃなかろうかと思っています。

○委員長（久藤朝則）

他にございませんか。

○委員（戸匹映二）

この新型コロナウイルス感染症の騒ぎでオンラインで仕事ができる環境とか、今どんどんそ

ういう方向性が増えていますんで、県のほうはそういう対応ができる企業とか今後考えていくようなことはまだ聞いていないんですね。

◎税務課長（姫野敬一）

ご質問にお答えいたします。これにつきましては施設整備をして、それが雇用の拡大、東京の一極集中を是正して地方の活力を再生するというのが前提にありますので、テレワークとかそういったものでいきますと、施設の整備などもないので雇用の創出にはならないんじゃないかと、そういった観点から考えると制度に合っていないので、新型コロナウイルス感染症に対策については別の制度ができるのではないかなというふうに思っています。現状ではそういったものは対象にはなっていません。

○委員（内藤康弘）

先ほどの説明で、大分県で３社という説明がありました。この制度を使って過去に３社しか受けられなかったという理解でいいんでしょうか。

◎税務課課長代理（小中洋一）

３社というのはですね､事業者が立てた計画が県から認定を受けたっていうところですので、その認定を受けた業者が全てこの制度を利用したかとかいうところまでは把握しておりません。

○委員（内藤康弘）

それで臼杵市に対象がないっていう理解でいいですね。

◎税務課課長代理（小中洋一）

おそらくないだろうと。

○委員（若林純一）

だから最後に一言いわせてもらうと、新型コロナウイルス感染症の関係で、サプライチェーンが、国内でっていう動きがあって、国も中国からも戻そうっていう動きがある中で、臼杵が独自で他の市町村よりも優遇策を打ち出すという意味においては、ここで国どおりですというふうなことでいいんですけど､そういう議論は是非巻き起こしていただければということです。それは先ほどの課長の答弁で結構です。よろしくお願いします。

○委員長（久藤朝則）

他にございませんか。

（　な　し　）

○委員長（久藤朝則）

はい。以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

（　な　し　）

○委員長（久藤朝則）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第６３号議案については、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

（　「異議なし」の声　）

○委員長（久藤朝則）

はい。異議なしと認めます。よって第６３号議案については、原案のとおり可決すべきものとして決しました。以上で税務課所管の議案の審査を終わります。以上で教育民生委員会に付託されました議事１件の審査を終わります。

引き続き事務分掌の説明をお願いいたします。

◎税務課長（姫野敬一）

それでは私のほうから税務課所管の事務分掌についてご説明いたします。

（　税務課　主な事務分掌一覧表に基づき説明　）

○委員長（久藤朝則）

以上で説明が終わりました。何かお聞きしたいことございますか。

（　「なし」の声　）

○委員長（久藤朝則）

ないようでございますので、税務課所管分の説明を終わりたいと思います。お疲れさまでした。休憩いたします。

午前１１時１１分　休憩

午前１１時１３分　再開

○委員長（久藤朝則）

以上で教育民生委員会を終了いたします。

午前１１時１４分　閉会

臼杵市議会委員会条例第３０条第１項の規定により、ここに記録を作成する。

令和２年６月１８日

臼杵市議会

教育民生委員会委員長　　久藤　朝則